試 料 提 供 契 約 書

学校法人杏林学園　杏林大学（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲の保有する研究試料を乙に提供するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（試料の提供）

甲は、乙に対し、下記の研究試料（以下「本試料」という。）を本契約に定める条件で提供する。

本試料の名称　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種類・型式等　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本試料の作成者又は管理者　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提供数量・単位　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２条（使用目的・条件）

乙は、本試料を下記の研究（以下「本研究」という。）にのみ使用する。

研究内容　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究責任者　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用場所　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究期間　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　乙は、甲の事前の承諾を得て、前項記載の使用場所、研究期間を変更することができる。

３　甲は、乙に対し、甲の裁量により又は乙の要請に応じて、本条第１項記載の本研究の目的に必要な範囲で、本試料の使用・維持・管理等に必要な情報を提供又は開示する。

４　乙は、甲の事前の承諾なく、本試料を本条第１項記載の研究内容以外のために使用又は第三者に提供してはならない。

第３条　（対価の支払い）

本試料の対価は、金［　　］円（うち消費税及び地方消費税相当額［　　］円を含む。）とする。

２　乙は、前項に定める対価を、令和○○年○○月○○日までに甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第４条（費用負担）

乙は、本試料の引渡しに関する費用を負担するものとする。

第５条（所有権等）

本試料の所有権は、引渡しをもって甲から乙に移転するものとし、引渡後に生じた本試料の滅失、損傷、変質その他の損害は、乙が負担する。

第６条（非保証）

甲は、乙に対し、本試料の使用又は本研究の実施が第三者の権利を侵害しないこと、及び本試料の品質、性能、安全性等について如何なる保証もしない。

２　甲は、本試料の使用・保有によって発生した如何なる結果についても一切その責任を有せず、かつ直接又は間接を問わず如何なる損害に対しても賠償義務を負わない。

３　乙は、本試料の取り扱いに際し、本試料が適用を受ける全ての法律及び規則を遵守する。

第７条（研究成果の取扱い）

乙は、本試料を用いた本研究の成果を第三者に公表するときは、甲に対し、事前に公表の方法及びその内容を通知するものとする。また、公表時には、甲からの求めに応じて、本試料が甲から提供された旨を明示するものとする。

２　本研究により得られた成果は、乙に帰属するものとする。但し、乙は、本試料に関し新たに研究開発成果が生じた場合には、第三者に公表する前に、事前にその詳細を甲に連絡し、その取り扱いについて協議するものとする。

第８条（秘密保持）

本契約において「秘密情報」とは、本契約を履行するにあたり、開示当事者が受領当事者に対して開示した営業上・技術上の情報或いは資料（本試料を含むがこれに限られない）であり、媒体を問わず秘密とすることを明示されたものをいう。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを受領当事者が立証した場合には、当該情報は、秘密情報から除外されるものとする。

（１）提供又は開示された時点で、既に公知であるもの

（２）提供又は開示後の第三者の公表により、又は自らの責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

（３）提供又は開示の時点で、既に自ら保有していたもの

（４）正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示されたもの

（５）開示当事者からの提供又は開示に関わらず、受領当事者が独自に開発・取得されたもの

３　甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後５年間、秘密情報を第三者に開示してはならない。但し、裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制された場合は除く。

第９条（契約期間）

本契約の有効期間は、第２条記載の研究期間とする。

２　前項に関わらず、第６条から第８条、第１１条から第１３条は、本契約終了後も、当該条項に定める期間中又は対象事項が全て終了するまで有効に存続するものとする。

第１０条（契約の解除）

甲及び乙は、前条に定める本契約期間の満了前であっても、第２条記載の使用目的が消滅したとき又は相手方が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解約することができる。

第１１条（契約終了後の措置）

本契約が終了したときは、乙は甲の指示に従い、残った本試料を廃棄又は返却又は処理する。

第１２条（準拠法・管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

第１３条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項を変更する必要が生じた場合は、甲及び乙が協議し、変更するものとする。

本契約締結の証として、契約書正本２通を作成し、記名捺印の上、甲及び乙が各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）
東京都三鷹市新川６丁目２０番２号
学校法人杏林学園　杏林大学
学長　渡邊　卓　　印

（乙）
（所在地）
（機関名）
（職名 氏名）　　印